

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）

新旧対照表

改正（案）	現行
<p data-bbox="170 400 1093 504"><u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準 （産業廃棄物関係）</p> <p data-bbox="698 549 1088 619">（平成27年12月1日設定） <u>（令和2年6月10日一部改正）</u></p> <p data-bbox="170 703 1093 767"><u>1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（第12条の7第1項）については、別紙一覧中1のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="170 815 1093 879"><u>2 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更の認定（第12条の7第7項）については、別紙一覧中2のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="170 927 1093 1031"><u>3 産業廃棄物収集運搬業（更新）許可処分（第14条第1項）については、別紙一覧中3のとおりとする。</u> ※ 標準処理期間60日</p> <p data-bbox="170 1078 1093 1142"><u>4 産業廃棄物処分業（更新）許可処分（第14条第6項）については、別紙一覧中4のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="170 1190 1093 1294"><u>5 産業廃棄物収集運搬業変更許可処分（第14条の2第1項）については、別紙一覧中5のとおりとする。</u> ※ 標準処理期間60日</p> <p data-bbox="170 1342 1093 1406"><u>6 産業廃棄物処分業変更許可処分（第14条の2第1項）については、別紙一覧中5のとおりとする。</u></p>	<p data-bbox="1223 400 1982 464"><u>廃棄物処理法</u>に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準 （産業廃棄物関係）</p> <p data-bbox="1697 549 2056 580">（平成27年12月1日設定）</p> <p data-bbox="1133 927 2056 1031"><u>1 産業廃棄物収集運搬業（更新）許可処分（第14条第1項）については、別紙一覧中1のとおりとする。</u> ※ 標準処理期間60日</p> <p data-bbox="1133 1078 2056 1142"><u>2 産業廃棄物処分業（更新）許可処分（第14条第6項）については、別紙一覧中2のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1133 1190 2056 1294"><u>3 産業廃棄物収集運搬業変更許可処分（第14条の2第1項）については、別紙一覧中3のとおりとする。</u> ※ 標準処理期間60日</p> <p data-bbox="1133 1342 2056 1406"><u>4 産業廃棄物処分業変更許可処分（第14条の2第1項）については、別紙一覧中3のとおりとする。</u></p>

7 特別管理産業廃棄物収集運搬業（更新）許可処分（第14条の4第1項）については、別紙一覧中6のとおりとする。

※ 標準処理期間60日

8 特別管理産業廃棄物処分業（更新）許可処分（第14条の4第6項）については、別紙一覧中7のとおりとする。

9 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可処分（第14条の5第1項）については、別紙一覧中8のとおりとする。

※ 標準処理期間60日

10 特別管理産業廃棄物処分業変更許可処分（第14条の5第1項）については、別紙一覧中8のとおりとする。

11 産業廃棄物処理施設設置許可処分（第15条第1項）については、別紙一覧中9のとおりとする。

12 産業廃棄物処理施設変更許可処分（第15条の2の5第1項）については、別紙一覧中10のとおりとする。

13 産業廃棄物処理施設使用前検査処分（第15条の2第5項）については、別紙11のとおりとする。

14 産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査処分（第15条の2の5第2項）については、別紙一覧中12のとおりとする。

15 産業廃棄物処理施設の定期検査処分（第15条の2の2第1項）については、別紙一覧中13のとおりとする。

16 産業廃棄物熱回収施設設置者認定処分（第15条の3の3第1項）については、別紙一覧中14のとおりとする。

17 産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可処分（第15条の4）につ

5 特別管理産業廃棄物収集運搬業（更新）許可処分（第14条の4第1項）については、別紙一覧中4のとおりとする。

※ 標準処理期間60日

6 特別管理産業廃棄物処分業（更新）許可処分（第14条の4第6項）については、別紙一覧中5のとおりとする。

7 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可処分（第14条の5第1項）については、別紙一覧中6のとおりとする。

※ 標準処理期間60日

8 特別管理産業廃棄物処分業変更許可処分（第14条の5第1項）については、別紙一覧中6のとおりとする。

9 産業廃棄物処理施設設置許可処分（第15条第1項）については、別紙一覧中7のとおりとする。

10 産業廃棄物処理施設変更許可処分（第15条の2の5第1項）については、別紙一覧中8のとおりとする。

11 産業廃棄物処理施設使用前検査処分（第15条の2第5項）については、別紙9のとおりとする。

12 産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査処分（第15条の2の5第2項）については、別紙一覧中10のとおりとする。

13 産業廃棄物処理施設の定期検査処分（第15条の2の2第1項）については、別紙一覧中11のとおりとする。

14 産業廃棄物熱回収施設設置者認定処分（第15条の3の3第1項）については、別紙一覧中12のとおりとする。

15 産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可処分（第15条の4）につ

いては、別紙一覧中15のとおりとする。

18 産業廃棄物処理施設の設置法人の合併・分割認可処分（第15条の4）については、別紙一覧中16のとおりとする。

19 廃棄物再生事業者登録処分（第20条の2）については、別紙一覧中 17 のとおりとする。

いては、別紙一覧中13のとおりとする。

16 産業廃棄物処理施設の設置法人の合併・分割認可処分（第15条の4）については、別紙一覧中14のとおりとする。

17 廃棄物再生事業者登録処分（第20条の2）については、別紙一覧中 15 のとおりとする。